

議案第 82 号

新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

新座市建築基準法等関係手数料条例（令和 2 年新座市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

別表第1（第2条関係）

建築基準法関係手数料

| 名称 | 手数料を徴収する事務 | 金額 |
|-----------------------------|---|-----|
| [略] | | |
| 仮設興行場等建築許可申請手数料 | 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | [略] |
| 特別仮設興行場等建築許可申請手数料 | 建築基準法第85条第7項の規定に基づく特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | [略] |
| [略] | | |
| 興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料 | 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査 | [略] |
| 特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料 | 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査 | [略] |
| [略] | | |

別表第3（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

| 名称 | 手数料を徴収する事務 | 金額 |
|---------------------|--|--|
| 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） | ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合 イ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a・b [略] c 建築を伴わない場合 13,000円 |

別表第1（第2条関係）

建築基準法関係手数料

| 名称 | 手数料を徴収する事務 | 金額 |
|-----------------------------|---|-----|
| [略] | | |
| 仮設興行場等建築許可申請手数料 | 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | [略] |
| 特別仮設興行場等建築許可申請手数料 | 建築基準法第85条第6項の規定に基づく特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | [略] |
| [略] | | |
| 興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料 | 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査 | [略] |
| 特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料 | 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査 | [略] |
| [略] | | |

別表第3（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

| 名称 | 手数料を徴収する事務 | 金額 |
|--------------------|--|---|
| 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。） | ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a・b [略] |

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 25,000円

b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 42,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 78,000円

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 118,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 173,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 300,000円

g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 386,000円

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 451,000円

イ ア以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a・b [略]

c 建築を伴わない場合 85,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が500平方メートル以下のもの

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

イ ア以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a・b [略]

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が500平方メートル以下のもの

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| | | <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>(c) <u>建築を伴わない場合 194,000円</u></p> <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>(c) <u>建築を伴わない場合 306,000円</u></p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>(c) <u>建築を伴わない場合 599,000円</u></p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>(c) <u>建築を伴わない場合 1,068,000円</u></p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>(c) <u>建築を伴わない場合 1,832,000円</u></p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>(c) <u>建築を伴わない場合 3,384,000円</u></p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>(c) <u>建築を伴わない場合 4,832,000円</u></p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>(c) <u>建築を伴わない場合 5,919,000円</u></p> |
| <p><u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u></p> | <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> | <p>[略]</p> <p>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a・b [略]</p> <p>c <u>建築を伴わない場合 6,500円</u></p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築</p> |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| | | <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)・(b) [略]</p> |
| [略] | | |
| <p><u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u></p> | <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> | <p>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a・b [略]</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築</p> |

物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以下のものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 12,500円

b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 21,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 39,000円

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 59,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 86,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 150,000円

g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 193,000円

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 225,500円

イ ア以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a・b [略]

c 建築を伴わない場合 42,500円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が500平方メートル以下のものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

(c) 建築を伴わない場合 97,000円

物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

イ ア以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a・b [略]

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が500平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)・(b) [略]

| | | |
|----------------------------------|-----|--|
| | | <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略] (c) <u>建築を伴わない場合 153,000円</u></p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略] (c) <u>建築を伴わない場合 299,500円</u></p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略] (c) <u>建築を伴わない場合 534,000円</u></p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略] (c) <u>建築を伴わない場合 916,000円</u></p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略] (c) <u>建築を伴わない場合 1,692,000円</u></p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略] (c) <u>建築を伴わない場合 2,416,000円</u></p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略] (c) <u>建築を伴わない場合 2,959,500円</u></p> |
| | [略] | |
| 長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 | [略] | |
| | [略] | |

| | | |
|--|-----|---|
| | | <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]</p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]</p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]</p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]</p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a)・(b) [略]</p> |
| [略] | | |
| <p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p> | [略] | |
| [略] | | |

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年8月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に係る手数料の額を定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。